

まん延防止等重点措置を実施すべき区域(仙台市、大阪市及び那覇市)
に係る令和3年度共通科目研修受講手数料の返還手続きについて

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における研修会場(仙台市、大阪市及び那覇市)の受講予定者で受講をご辞退された方につきましては、申請により受講手数料を全額返還します。

別紙様式に必要事項をご記入の上、受講を申し込んだ支部宛てに郵送によりご申請ください。

○申請受付期限 令和3年5月20日(木)必着

令和3年4月12日

一般社団法人日本補償コンサルタント協会
研修事業部

(別紙様式)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域（仙台市、大阪市及び那覇市）に係る令和3年度共通科目研修受講手数料の返還請求書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
会長 坂田隆史 殿

自宅住所 _____

申請者 _____ (印)

所属会社 _____

電話番号 _____

会員番号 _____

下記のとおり受講手数料の返還を請求します。

記

申請者氏名	同 上
振込金額	
フリガナ	
振込銀行名	
フリガナ	
支店名	
預金種別（当・普）	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

- ※1 受講手数料返還の振込手数料は弊協会が負担します。
- ※2 振込領収書の写しを添付してください。
- ※3 研修で使用する市販図書を申し込んでおり、これを取りやめる場合は、出版社へ直接お問い合わせください。